

広島県告示第四百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和二年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・三・九〇七号中央二河町線及び三・二・九〇二号呉駅前本

通六丁目線

三 事業施行期間

令和二年四月六日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県呉市西中央四丁目、西中央五丁目、中央四丁目及び中央五丁目地内

使用の部分

なし